

2024『宅建 合格のトリセツ』シリーズ訂正表

令和6年1月25日

『合格のトリセツ』シリーズご利用の皆様

株式会社東京リーガルマインド
宅建試験部

この度は、弊社のテキストをご愛読いただき、ありがとうございます。

以下の教材について一部訂正がありました。

ご不便をおかけしますこと心よりお詫び申し上げます。

◆合格のトリセツ 基本テキスト

ページ ・箇所	訂正 ・ 削除	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
分冊① 権利関係			
165 ページ 3 最後の段落	訂正	有者は 、会議の目的たる～	占有者は 、会議の目的たる～

★ 分冊① 権利関係 219 ページ 2 【賃貸借と使用貸借】の比較表

以下に差し替え

	賃貸借	使用貸借
金銭	有償	無償
第三者に対抗	賃借権の登記	対抗不可
必要費	償還請求可能	借主は通常の必要費を負担
契約不適合責任	売主と同様の責任を負う	原則負わない※
賃貸人死亡	相続する	相続する
賃借人死亡	相続する	相続しない

※負担付使用貸借の場合、その負担の限度で売主と同様の責任を負う

《切り取り線》

* A4用紙に印刷いただくと、『基本テキスト』に適合した大きさになります。



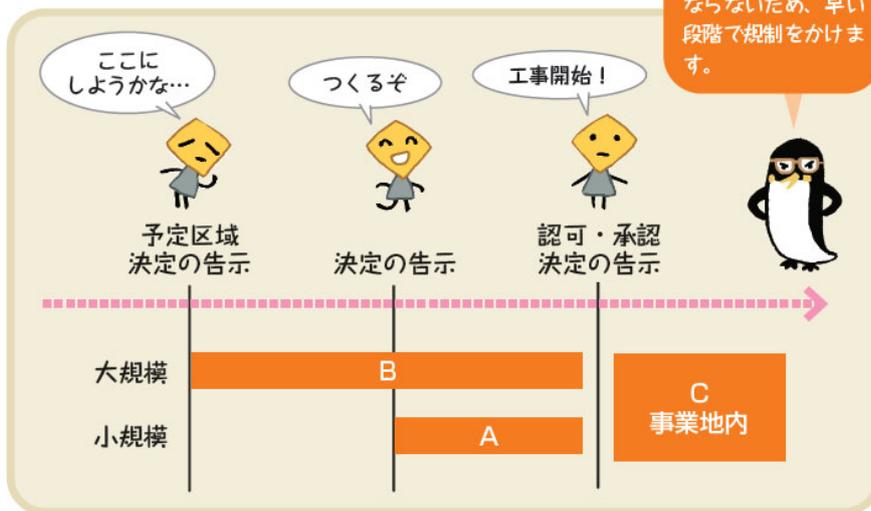
★ 分冊③ 法令上の制限等・税・その他 39 ページ

以下に差し替え

2 都市計画事業にかかる制限

都市計画事業がスムーズに進むように、事業進行の妨げになりそうなことを制限しています。

通常は中小規模の都市計画事業で行うのですが、大規模な都市計画事業の場合、早い段階から場所の確保を行わなければならないため、早い段階で規制をかけます。



	建築物の建築	土地形質変更	5 t 超の物件	非常災害応急
A	許可必要	×	×	×
B	許可必要	許可必要	×	×
C	許可必要	許可必要	許可必要	許可必要

A：都市計画施設の区域内・市街地開発事業の施行区域内

B：市街地開発事業等予定区域

C：事業地内

×：許可不要

アドバイス

「事業地内」になると、「非常災害の応急措置」として行うものであっても都市計画事業の施行の障害となるおそれがあるものであれば許可が必要となります。



第2コース 都市計画法②

第3ポイント 都市計画事業制限



◆合格のトリセツ 分野別 過去問題集

★ 分冊① 権利関係 85 ページ 問題 42 ③ 解説

以下に差し替え

③ 誤 相続により所有権を取得した者は、相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から**3年以内に、所有権移転登記を申請しなければなりません**。権利に関する登記で、登記が義務付けられている例外的なケースです。 《登記の仕組み》

《切り取り線》

* A4用紙に印刷いただくと、『分野別 過去問題集』に適合した大きさになります。